

デイサービスセンターあすなろ運営規程（介護予防通所介護サービス）

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人萌生会が開設する通所介護事業所（以下『事業所』という。）が行う指定介護予防通所介護の事業（以下『事業』という。）は、居宅において要支援状態にある高齢者に対し、適切な通所介護を提供する事を目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の通所介護従業者は、要支援者の心身の特性を踏まえて、自立した日常生活を営む事ができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行う事により、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
2. 事業の実施に当っては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
1. 名 称 デイサービスセンターあすなろ
2. 所在地 東広島市西条町吉行1456番

（従業者の職種、員数、職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、職務内容は次のとおりとする。
1. 管理者 1名（常勤）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
2. 生活相談員 2名（常勤兼務2）
3. 看護職員 2名（常勤兼務1、非常勤兼務1）
4. 介護職員 8名（常勤兼務3、非常勤専従4、非常勤兼務1）
5. 機能訓練指導員 2名（看護職員兼務）

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
1. 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、及び12月31日から1月3日までを除く。
2. 営業時間 午前9時～午後4時30分
3. 時間延長 営業時間の前後1時間程度の延長は可能。

（指定介護予防通所介護の利用定員）

第6条 指定介護予防通所介護の利用定員は20人とする。（介護給付サービス定員を含む）

（指定介護予防通所介護の内容）

第7条 指定介護予防通所介護の内容は、次のとおりとする。
1. 送迎 2. 健康チェック 3. 食事サービス 4. 入浴サービス 5. 生活指導
6. 日常動作訓練 7. レクリエーション 8. 運動器機能向上 9. 口腔機能向上

(利用料その他の費用の額)

第8条 指定介護予防通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

1. 食費 1日あたり 570円
2. オムツ代等個人的経費の実費相当額
3. 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して送迎を行う場合は、路程 1キロメートル当たり 20円を実費として徴収する。
4. 通常の営業時間を超えて提供されるサービスについては、別途利用料を徴収する。
5. 前項の費用の支払を受ける場合は、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名捺印又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、安芸津・河内・福富・豊栄・黒瀬地域をのぞく東広島市区域とする。

(サービス利用に当つての留意事項)

第10条 利用者は、サービスに当つて、次の事項に留意するものとする。

1. 利用者は、事業所の施設、設備、敷地をその本来の用途に従つて、利用するものとする。
2. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意または重大な過失により滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとする。
3. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、施設、設備の利用方法等を決定するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第11条 通所介護従業者は、通所介護を実施中に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回以上、避難・救出訓練を行う。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 事業所は、通所介護従業員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3か月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - (3) その他の研修
2. 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
 3. この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、社会福祉法人萌生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則	改定履歴	H14/9/1 制定	H15/10/1 改定
この規程は、平成27年 1月1日から施行する。		H17/10/1 改定	H18/4/1 改定
		H20/1/4 改定	H20/5/1 改定
		H21/1/1 改定	H23/10/1 改定
		H24/4/1 改定	H27/1/1 改定